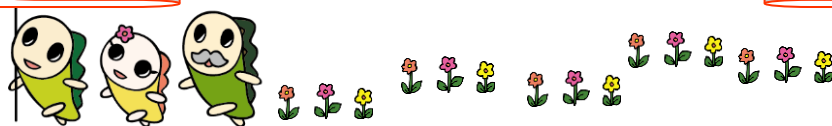


杉並区子どもの権利に関する条例



令和7年3月19日公布
杉並区条例第11号

目次

- 1 ページ 前文
- 2 ページ 第1章 総則（第1条—第3条）
- 3 ページ 第2章 子どもの権利の保障等（第4条・第5条）
- 4 ページ 第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割（第6条—第10条）
- 5 ページ 第4章 子どもの権利の保障に関する施策等（第11条—第18条）
- 6 ページ 第5章 杉並区子どもの権利救済委員（第19条—第25条）
- 7 ページ 第6章 委任（第26条）
- 附則



前文は、条例制定の趣旨や目的などを述べた文章です。条例の基本的な考え方として条例全体の解釈の基準となる役割を果たします。本条例の前文は、子どもワークショップ、子どもの権利擁護に関する審議会、条例骨子案に対するパブリックコメントの意見などを踏まえて作成しました。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されています。

この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももあり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

大人は、子どもをただ守られる存在としてではなく、社会の一員として尊重し、子どもが安心して健やかに成長できるようにする役割を担っています。

全ての大人は、子どもと子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの思い・考え・意見を聴き、真剣に受け止め、保護者、区民及び事業者等それぞれの立場で役割を積極的に果たすことを通じて、地域全体で子どもの権利の保障に取り組んでいく必要があります。

このような考えの下、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。



第1章では、本条例の目的と用語の意義及び子どもの権利の保障に関する基本理念について規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）及び東京都こども基本条例（令和3年東京都条例第51号）の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、保護者、子ども関係施設、区民（区内に住み、働き、又は学ぶ者をいう。以下同じ。）及び事業者（区内において、事業活動を行うものをいう。以下同じ。）の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

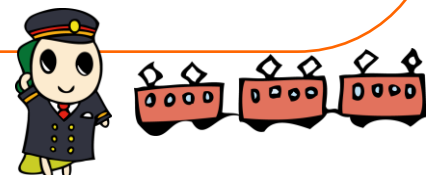
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。）であつて、区内に居住し、区内において就労し、又は区内にある子ども関係施設に就学し、入所し、若しくは通所し、若しくは当該子ども関係施設を利用するものをいう。
- (2) 保護者 親その他の親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育するものをいう。
- (3) 子ども関係施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校又は各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他の子どもを教育し、又は育成することを目的とする施設又は事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもに関する施策は、全ての子どもについて、差別的取扱いを受けることがないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮すること及びその健やかな成長が図られることを基本理念として行われなければならない。





第2章では、子どもの権利条約等に基づき保障される子どもの権利のうち、特に大切にする権暴力等の禁止等について規定しています。

第2章 子どもの権利の保障等

(子どもの権利の保障)

第4条 全ての子どもは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利その他の権利を有する。

(1) 安心して生きる権利 次のアからエまでに定めること。

ア 生命及び健康が大切にされること。

イ その人格を尊重され、愛されること。

ウ 私生活の秘密が侵されず、他人から過度に干渉を受けないこと。

エ 安心できる居場所を確保することができること。



(2) 自分らしく生きる権利 次のア及びイに定めること。

ア 一人ひとりが個人として尊重されること。

イ その興味又は関心等に応じた活動に取り組むことができること。



(3) 育つ権利 次のアからウまでに定めること。

ア 必要な支援を受けながら、多様かつ適切な環境で学ぶことができること。

イ 年齢及び発達に応じて遊ぶことができること。

ウ 十分に休息することができること。

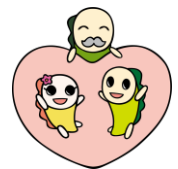


(4) 意見を聴かれる権利 次のアからウまでに定めること。

ア 必要な情報を得て、意見を表明することができること。

イ 表明した意見が尊重されること。

ウ 多様な社会的活動に参画することができること。



(5) 守られる権利 次のア及びイに定めること。

ア 暴力、虐待、いじめ、体罰その他の子どもの品位を傷つけ、又はその心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）から保護されること。

イ 暴力等による被害を受けた場合に、適切かつ迅速に支援及び救済を受けることができること。

(6) 個別の必要に応じて支援を受ける権利 次のア及びイに定めること。

ア 子ども及びその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障害の有無その他の属性又は状況により分け隔てられることなく共生できること。

イ その置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができること。

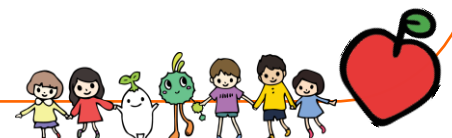


2 何人も、前項の子どもの権利を尊重しなければならない。

(暴力等の禁止等)

第5条 何人も、子どもに対して、暴力等をしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、何人も、子どもに対して、不当な差別的取扱いその他の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。





第3章では、子どもの権利を保障するために、区が果たさなければならない責務、保護者、子ども関係施設等、区民及び事業者といった大人の役割について規定しています。

第3章 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割

(区の責務)

第6条 区は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護し、又は養育する子どもの意見を聴き、これを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。

3 保護者は、その監護し、又は養育する子どもが安心して安全に暮らすことができる生活環境の確保に努めるものとする。

(子ども関係施設等の役割)

第8条 子ども関係施設及びその職員は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 子ども関係施設及びその職員は、子どもの意見を適切な方法により把握し、これを尊重して施設の運営を行うよう努めるものとする。

3 子ども関係施設及びその職員は、子どもが安心して安全に過ごすことができる環境を整備するよう努めるものとする。

4 子ども関係施設及びその職員は、子どもの権利について子どもに周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第9条 区民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、子どもの意見を尊重し、子どもが社会的活動に参画する機会を確保するとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深め、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。





第4章では、区が子どもの権利を保障するために行う施策について規定しています。

第4章 子どもの権利の保障に関する施策等

(子どもの権利の保障に関する施策についての計画及び検証)

第11条 区は、子どもの権利の保障に関する施策についての計画を定めるものとする。

2 区は、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況について検証し、改善を図るものとする。

3 第1項の規定による計画の策定及び前項の規定による検証に当たっては、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(相談体制の整備)

第12条 区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(暴力等の防止等のための措置)

第13条 区は、暴力等の防止、暴力等を受けた者等に対する相談の実施及び暴力等を受けた者の救済のために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの居場所の確保)

第14条 区は、子どもの年齢及び発達程度、その置かれている環境等に応じて、必要な居場所が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの意見表明等)

第15条 区は、子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、子どもが意見を形成し、又は表明するために必要な支援を行うものとする。

3 区は、子どもがその年齢及び発達程度に応じて多様な社会的活動に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの権利に関する啓発活動及び支援)

第16条 区は、子どもの権利について、子どもが理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。

2 区は、子どもの権利について、保護者、子ども関係施設及びその職員、区民並びに事業者の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(子ども等に対する支援等)

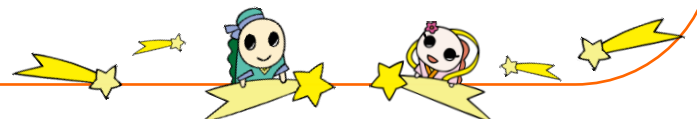
第17条 区は、子どもの年齢及び発達程度、その置かれている環境等に応じて、子ども及びその保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、子ども及びその保護者が地域社会から孤立することのないよう、地域において子ども及びその保護者を見守るための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、子ども関係施設が実施する子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(関係者相互の連携の確保)

第18条 区は、子どもに関する施策が適切かつ円滑に行われるよう、子どもに関する施策に関係する機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。





★ **第5章では、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、「杉並区子どもの権利救済委員」を設置すること、委員の責務のほか相談及び救済の申し立て、調査及び要請、活動状況の報告及び公表について規定しています。**

第5章 杉並区子どもの権利救済委員

(設置)

第19条 子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利救済委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。
- (4) 子どもの権利に関する啓発活動を行うこと。

3 委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

6 委員は、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、特に困難な相談又は救済の申し立ての処理その他必要な場合については、合議によることができる。

7 区は、委員の職務の遂行について、その独立性を尊重するとともに、必要な体制の整備等の協力及び援助を行わなければならない。

(解嘱)

第20条 区長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

(責務)

第21条 委員は、基本理念にのっとり、子どもの意見を聴き、その意見を尊重して職務を遂行しなければならない。

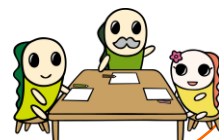
2 委員は、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

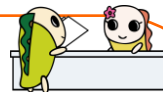
3 委員は、関係機関等との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

6 委員は、自己に関係のある事案については、その職務を行ってはならない。





(相談及び救済の申立て)

第22条 何人も、子どもの権利について、委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができる。

(調査及び調整)

第23条 委員は、前条の規定による救済の申立てがあつた場合その他必要があると認めた場合には、その内容について調査を行うものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合においては、この限りでない。

2 委員は、救済に係る子ども又はその保護者からの救済の申立てに基づき前項の調査を行う場合を除き、調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、その子どもの生命及び心身を守るために必要がある場合において、その子どもが置かれている状況等を考慮し、同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

3 委員は、調査を開始した後において、その必要がないと認めるときは、調査を打ち切ることができる。

4 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、必要な調整を行うことができる。

(要請)

第24条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、是正の措置を講ずるよう要請することができる。

2 区は、前項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

3 区は、第1項の規定による要請を受けたときは、委員に対し、是正の措置の状況を報告しなければならない。

4 区以外の者は、第1項の規定による要請を受けたときは、これを尊重し、適切に対応するよう努めるものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第25条 委員は、毎年度、その活動の状況について、区長に報告するとともに、これを公表しなければならない。



第6章では、規則委任について、附則では本条例の施行期日等について規定しています。

第6章 委任

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項第1号から第3号まで及び第22条から第24条までの規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 略

